

令和元年度 西伊豆町教育委員会第4回定例会

- 1 開催日 令和元年7月17日（水） 13：30～14：15
- 2 場 所 西伊豆町保健センター 2階 会議室
- 3 出席者 清野裕章教育長・山本久美子委員（職務代理）・鈴木秀輝委員・
森本仁子委員・眞野有吏委員
[事務局 高木光一]
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 なし

教 育 長：本日の出席者は5名です。過半数に達していますので、ただ今から令和元年度第4回の定例会を開催いたします。まず、議事録の承認についてですが、令和元年6月12日開催の令和元年度第3回定例会の議事録については、私と山本久美子委員が確認し署名いたしましたので、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。

（委員：全員異議なし）

教 育 長：今回の議事録署名委員ですが、鈴木秀輝委員にお願いしたいと思います
が、宜しいでしょうか。

（鈴木委員：了解）

教 育 長：それでは、第8号議案「平成30年度西伊豆町教育委員会自己点検・評価報告書の議会への提出について」を議題といたします。では、事務局から説明願います。

高 木：それでは、第8号議案をご覧ください。「平成30年度西伊豆町教育委員会自己点検・評価報告書の議会への提出について」ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会が教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に報告しなければなりません。先日、外部の評価委員会を開催し、委員の方から意見をいただき、最終の取りまとめができましたので、ご確認いただきたいと思います。それでは、議案に添付してあります、西伊豆町教育委員会の自己点検・評価報告書をご覧くださいと思います。1ページから8ページにつきましては、前回ご確認をさせていただいておりますが、変更点につきましてご説明させていただきます。まず、2ページの大項目2の「教育委員会が管理執行する事務」の赤字の部分ですが、中項目の「(9)学校、公民館、図書館の敷地の設定及び変更を決定すること」に記載されておりました「町立賀茂幼稚園の廃園を決定」については、「(3)教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること」に記載すべき内容でしたので、変更をさせていただきました。次に、大項目の「3教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」になりますが、3ページをお願いします。中項目の「(1)

確かな学力と自立する力を育む教育」の中段にあります「家庭教育の充実」の実現度評価ですが、「A」評価だったものを「B」評価に見直しております。こちらは、評価委員さんの指摘を受けて見直しをいたしました。次に、4ページの中項目「地域環境づくりの推進」と「啓発活動の充実」の実現度評価ですが、こちらも評価委員さんの指摘を受け、「A」評価だったものを「B」評価に見直しております。次に、7ページの中項目「(7)地域の誇り、郷土の愛着を育む学習・文化財保護」の「文化財等の活用」の実現度評価ですが、再度評価内容を見直し「B」から「C」に見直しました。同じページの中項目「(8)子育て支援の充実、子どもの居場所づくり」の「小学校における子育て支援」の実現度評価ですが、こちらは評価委員さんの指摘を受け、「A」評価だったものを「B」評価に見直しております。また、全体的に文言や数字の誤りがあった部分をいくつか訂正させていただいております。次に、最終ページの9ページをご覧くださいと思います。こちらにつきましては、教育委員会の自己点検評価に対して外部の評価委員の皆様からの意見を取りまとめたものになります。まず、全体としてですが、「少子高齢化で非常に難しいことと承知しているが、社会教育(生涯学習)や学校教育の充実のためにさらなる努力が望まれる」、「「B」,「C」と自己評価されているものに関しては、早急に対処すべき項目だと考え、教育委員会の対応を期待する」、「事業の中には、マンネリ化が否めないものも見られ改善を望む」、「教育委員会を構成する人数から考え、これだけの数の事務をこなしていることは評価できる」ということであります。次に、大項目1の「教育委員会の活動」につきましては、「特別問題もなく、確実に活動に取り組んでおり、評価できる」、「総合教育会議は、町長と教育委員との連携が図られ、園、学校の統合問題等、喫緊な課題の解決に向けた取り組みと相互理解が計られていると感じる」。次に、大項目の2「教育委員会が管理・執行する事務」につきましては、「教育委員会で確実に管理・執行されており、特別問題はない」とのことでもございました。最後に、大項目の3「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」につきましては、多くのご指摘をいただいております。上から読み上げますが、「一貫教育の推進では、西豆地区連携型中高一貫教育拡大連絡協議会の決算報告の中で、タブレットの購入に関して不適切との指摘を受けたので、改善を図るべきである」、「一貫教育で松崎との授業・文化・スポーツ等の交流が行われている。子供は育つ方向を見て感じとっているので、双方にとってよい刺激となっているように思う。このことが松高進学率が上がっていくことに繋がることを期待したい」、「家庭教育の充実では、教育委員会は経済的な支援をしているが、家庭教育学級の進むべき方向性を示す必要がある」、「各学校が学力と授業力向上のための対応策をもち、特色ある学校づくりをされていると感じる」、「毎年10月の西伊豆町教育だよりの中で、平成26年度では「自分にはよいと

ころがあると思う」という問いに対して、全国、県と比較して「△」で自己肯定感が低いと感じたが、平成30年度の同たよりでは、約8割の子供が「自分にはよいところがある」と答えていた。地域に回覧される園・学校だより等でもわかるように各園、各校が力を入れてきた成果だと思う」、「複式学級への対応では、全額町負担の臨時職員を配置していることで、学力維持と地域、保護者、子どもの不安解消にも繋がっていると感じる」、「学校再編のための保護者説明会では、保護者の思いにも応えようとする事務局の丁寧な姿勢を感じ、説明も大変分かり易かった」、「放課後学習の天神やわんぱくクラブ、球技大会などは、子供たちに好評だったように感じた」、「地域環境づくりの推進では、青少年健全育成標語や青少年意見体験発表大会のマンネリ化は否めない」、「青少年活動の推進の通学合宿では、教育委員会は具体的支援を行っているが、地域を動かしていくための方策が必要ではないか」、「青少年の健全育成は地域との連携が不可欠だが、軌道に乗るまでの間、行政や組織的団体が中心的役割を担うことが定着を確実なものとする必要がある。いつ、どこで地域に引き渡していくかが課題である」、「地域としては、あいさつが聞こえるだけで安心とそこに流れる空気の健全さを感じる。あいさつは、地域や家庭の健全さのバロメーターのように思う」ということでございました。

教 育 長：ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見はございますか。

鈴木委員：青少年意見体験発表会について、マンネリ化と言われてもやることが決まっていることなので変えようがないのではないかと思います。

高 木：青少年意見体験発表会につきましては、子どもたちにとっても、町民の方にとっても貴重な場ですので、事務局としては基本的には変更せずに行きたいと思っています。ただ、伊豆総合高校土肥分校の対象者が1名しかいない状況となっていますので、運営方法は多少変更しなければならないところもあるかとは思っています。評価委員さんにも事業自体は継続していきたいとお伝えさせていただいております。

鈴木委員：以前、人寄せパンダみたいに中学生の合唱をやったが、学校の負担になったので、その辺は慎重にやってもらいたい。

高 木：評価委員さんから全体的にマンネリ化しているというご指摘もいただいておりますが、今の人員ですと一度に全てを見直すことは難しい状況です。出来るところから改善を図っていきたいと思います。

森本委員：子どもたちが子どもたちの目で感じたことを言っているのです、続けていただけたらと思います。行くと聞けて良かったと思えます。

高 木：町内4地区を持ち回り開催していますので、より多くの町民の方に聞いていただけたらと思います。

鈴木委員：今の中学には文化部がありませんが、文化的科学的な部の発表の場などではできるのではないかと思います。

高 木：その辺につきましては、中学校が統合され文化部ができるようであれば、

検討することも必要ではないかと思います。

山本委員：いつも決めたものを読んでいるだけなので、難しいとは思いますが「今の発表について君はどう思いますか。」みたいなのが出来たらいいといつも思って聞いてました。言う人はプレッシャーで嫌だろうとは思いますが、そういうのが今後は必要で、自分の意見を言える実力を身に付けられたら素晴らしいと思います。

教 育 長：座談会みたいなとか、何人か並んでいる中で手を挙げて発表するとかというのもあるかと思っています。

山本委員：プレッシャーでたぶん嫌だろうと思いますが。

森本委員：子どもの中には何も言えない子もいますので、その辺も考えた方が良いでしょう。

高 木：鈴木委員のご発言にもありましたが、教育委員会といたしましても先生方の多忙化に繋がらないように配慮しながら、子どもの育ちのために必要なことには先生方にもご協力いただけるよう後押ししていきたいと思っています。

教 育 長：他にありませんか。無いようでしたら、第8号議案「平成30年度西伊豆町教育委員会自己点検・評価報告書の議会への提出について」賛成の方の挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教 育 長：挙手全員ですので、第8号議案については可決されました。次に、第9号議案「令和2～5年度使用の小学校用の教科用図書の採択について」と第10号議案「令和2年度使用の中学校用「特別の教科道徳」を除くすべての教科用図書の採択について」は、教科書採択は、審議の公平性を確保し円滑な採択を進めるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項により、秘密会として審議したいと思いますがいかがでしょうか。

(委員：全員異議なし)

教 育 長：それでは、全員異議なしと認めますので、第9号議案と第10号議案は秘密会といたします。

教 育 長：では、第9号議案「令和2年度から5年度使用の小学校用の教科用図書の採択について」事務局から説明願います。

高 木：それでは、第9号議案をご覧ください。「令和2年度から5年度使用の小学校用の教科用図書の採択について」ですが、西伊豆町立小学校の令和2年度から5年度使用の教科用図書を別紙のとおり採択をしたいというものです。提案の根拠といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条に、「教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。」とあり、同条第6項に「教科書その他の教材の取扱いに関すること」と規定されております。教科書の採択の権限は市町村の教育委員会にありますが、無償措置法により、採択にあたっては、「市若しくは郡の区域又はこれらの区域を合わせた地域」を採択区域として選定し、地区内の市町村が共

同して種類ごとに同一の教科書を採択することとされており、西伊豆町は、賀茂地区の1市5町を一つの区域とする中に含まれ設定されておりまして、先日行われました賀茂地区教科用図書採択連絡協議会にて選定されたものを採択していただきたく議案提出したものであります。また、同一の教科用図書を採用する期間につきましては、無償措置法第14条に「政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を選択するものとする。」とありまして、政令において、期間は原則4年と定められております。このことから今回は、令和2年度から5年度までの期間に使用するものになります。選定理由等の詳細につきましては、教育長から説明をさせていただきます。

教 育 長：(経過説明省略)

(質疑省略)

教 育 長：第9号議案「令和2年度から5年度使用の小学校用の教科用図書の採択について」提案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教 育 長：挙手全員ですので、第9号議案については可決されました。では、次に、第10号議案「令和2年度使用の中学校用「特別の教科道徳」を除くすべての教科用図書の採択について」事務局から説明願います。

高 木：それでは、第10号議案をご覧ください。「令和2年度使用の中学校用「特別の教科道徳」を除くすべての教科用図書の採択について」ですが、令和3年度に中学校の新学習指導要領が実施される予定となっていることから、昨年度は令和2年度までの道徳の教科用図書を採択しております。従いまして今回は、令和2年度の道徳以外の教科用図書の選定をしたいものでございます。提案根拠につきましては、第9号議案で申し上げたとおりでございます。選定理由等の詳細につきましては、教育長から説明をお願いしたいと思います。

教 育 長：(経過説明省略)

(質疑省略)

教 育 長：第10号議案「令和2年度使用の中学校用「特別の教科道徳」を除くすべての教科用図書の採択について」賛成の方の挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教 育 長：挙手全員ですので、第10号議案については可決されました。秘密会の議案がすべて終了しましたので秘密会を解きます。

教 育 長：以上で本日の議事案件はすべて終了いたしました。以上をもちまして令和元年度第4回の定例会を終了します。皆様、お疲れ様でした。